



改正再エネ特措法の施行による周辺住民への説明会及び事前周知措置の義務化に関する実務上の留意点

執筆者： 弁護士 神鳥 智宏
 弁護士 水田 直希
 弁護士 望月 賢

April 2024

In brief

2023年5月12日に成立した「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」(令和5年法律第79号)による、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再エネ特措法」といいます。)の改正が、2024年4月1日に施行されました(以下「本改正」といい、本改正後の再エネ特措法を「法」、同法施行規則を「施行規則」といいます。)

本改正は、再生可能エネルギー発電設備の周辺地域の住民への適切な情報提供を行うことで、地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大を図るべく、周辺住民に対する説明会・事前周知措置(以下「説明会等」と総称します。)の実施をFIT/FIPの認定の要件とするなど、実務への影響が大きい改正と考えられます。説明会等の詳細については、2024年2月に資源エネルギー庁が策定した「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」(以下「本ガイドライン」といいます。)によって、一定の指針が公表されているところですが、その運用の実態については、今後注視していく必要があります。

本ニュースレターでは、本改正の概要のほか、本ガイドライン等を踏まえて想定される説明会等の手続による実務への影響を解説します。

In detail

1. 本改正の概要

本改正の概要は、以下のとおりです。本ニュースレターでは、このうち、実務への影響が特に大きいと考えられる、②の説明会等のFIT/FIP認定要件化について概説します。

① 関係許認可取得に係る認定手続の厳格化

災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可である、(i)森林法の隣地開発許可、(ii)宅地造成及び特定盛土等規制法の許可、(iii)砂防三法の許可について、FIT/FIP認定の申請要件とされました(施行規則4条の2第2項7号の2)

② 説明会等のFIT/FIP認定要件化

③ 認定事業者の責任明確化(監督義務)

委託先が認定基準・認定計画を遵守するよう、認定事業者に委託先に対する監督義務が課されました(法10条の3第2項)

④ 違反状況の未然防止・早期解消の措置

関係法令等に違反する事業者に対し、FIT/FIP交付金を一時停止し、違反が解消されず認定が取り消された場合には交付金の返還命令が出されることとなりました(法15条の6以下)

⑤ 太陽光パネルの増設・更新に伴う適切な廃棄の確保

2. 説明会等を実施すべき再エネ発電事業

本改正により、FIT/FIP 認定を新規に申請する場合、及び、既に FIT/FIP 認定を取得した事業について一定の「重要な事項」を変更する場合、原則として、周辺地域の住民らに対する事前周知の措置として、説明会等の開催が必要となります。他方、全ての再エネ発電事業について説明会等の開催が義務付けられるわけではなく、①当該再エネ発電設備を設置するエリアの性質、及び②発電事業の規模を踏まえ、説明会等の開催義務の有無及びその種類が定められます(このほか、再エネ海域利用法の適用事業についても、対象外となります。)。具体的には、以下の表 1 に示すとおりです(施行規則 4 条の 2 の 2、4 条の 2 の 3)。

【表 1】

		再エネ発電事業の規模			
		住宅用太陽光 (10kW 未満)	屋根設置	低圧 (50kW 未満)	高圧・特別高圧 (50kW 以上)
エリアの性質	周辺環境に影響を及ぼす可能性が高い ¹	説明会等の対象外	説明会等の対象外 ²	説明会	説明会
	上記以外			事前周知措置 (又は説明会)	説明会

このように、説明会の開催が必要か、又は事前周知措置で足りるかを分ける上では、当該 FIT/FIP 認定に係る再エネ発電事業の規模(発電量)が重要となります。ただし、仮に当該 FIT/FIP 認定に係る再エネ発電事業単体の発電量が 50kW 未満であっても、当該認定事業者と同一の事業者等(当該事業者の「密接関係者」を含む。)が、近隣³において実施する再エネ発電事業の発電量の合計が 50kW 以上となる場合は、説明会の開催が必要になる点に注意が必要です(施行規則 4 条の 2 の 3 第 1 項 1 号ハ)。

3. 事業計画の変更における説明会等の実施

本改正は、上述のとおり、新たに FIT/FIP の認定を取得する場合のほか、既に取得している FIT/FIP 認定について、「重要な事項」を変更しようとする場合は、説明会等を開催することが必要となる点で、実務への影響が大きい改正といえます(法 9 条 2 項 7 号、10 条 1 項)。

「重要な事項」の変更とは、事業譲渡、合併又は会社分割等を原因として認定事業者を変更する場合や認定事業者の「密接関係者」を変更する場合など⁴を指します。

また、「密接関係者」とは、施行規則ではなく、本ガイドラインにおいてその詳細が定義されており、(i)認定事業者の議決権の過半数を保有する株主(認定事業者が株式会社の場合)、(ii)認定事業者の社員(認定事業者が合同会社の場合)、(iii)認定事業者に対する匿名組合出資のうち、その過半数の出資持分を有する出資者、又は(iv)(i)ないし(iii)の親会社⁵をいいます(表 2 参照)⁶。

¹「周辺環境に影響を及ぼす可能性が高い」エリアとは、(i)認定申請要件許認可の対象エリア(森林法の林地開発許可等の許認可を必要とするエリア)、(ii)土砂災害警戒区域(土砂災害特別警戒区域を含む。)又は土石流危険渓流、又は(iii)自然環境・景観の保護エリアとして条例で定められているエリアをいいます。

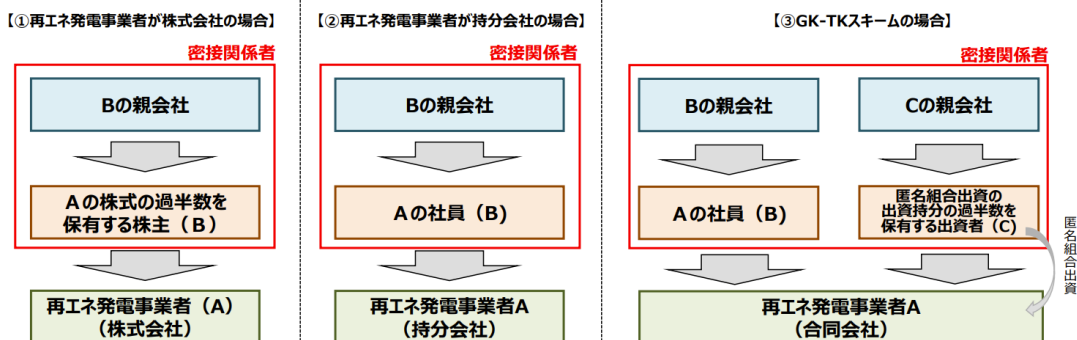
²本ガイドライン上、説明会等の実施が努力義務として規定されています(本ガイドライン第 2 章第 2 節 1.(2))

³具体的には、当該再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離が 100m 以内の範囲をいいます。

⁴本文記載のほか、認定発電設備の設置場所を変更する場合や、認定発電設備の出力を 20%又は 50kW 以上増加させる変更をする場合などがこれに含まれます(施行規則 8 条の 2 参照)。

⁵財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 8 条 3 項に規定する親会社をいいます。

【表 2 (出典)資源エネルギー庁「改正再エネ特措法の施行に向けて」(2024年1月25日)22頁】



このように、「密接関係者」の範囲は広く定義されており、既に取得済みのFIT/FIP認定について、いわゆるセカンダリー案件として、認定事業者たる地位そのものの譲渡ではなく、認定事業者の株式や社員たる地位を譲渡等する場合にも、原則として、説明会等の実施が必要になります⁷。

4. 説明会の手続

認定事業者は、説明会の開催が義務付けられる場合は、改正後の法及び施行規則の要件を満たす説明会を開催した上で、当該説明会を開催したことを証する資料⁸を作成し、FIT/FIP(変更)認定申請をする必要があります(施行規則4条の2第2項7号の3)。仮に提出した資料に虚偽が発覚した場合は、再エネ法上の要件を満たさないものとして、認定を行わず、又は認定を取り消すなどの措置をとられる可能性があります⁹。

(1) 説明会を開催すべき周辺地域の住民の範囲

説明会は、大きく分けて以下の3つの分類のいずれかに該当する者(以下「周辺住民」といいます。)¹⁰に対して行う必要があります(施行規則4条の2の3第2項1号)¹⁰。

- ① 再エネ発電事業を実施する場所(以下「実施場所」といいます。)¹¹からの水平距離が以下の範囲内に居住する者
 - ・ 低圧(50kWh未満)の場合 100m
 - ・ 高圧又は特別高圧(50kWh以上)の場合 300m
 - ・ 環境影響評価法の環境アセスメント対象事業の場合 1km
- ② 実施場所に隣接する土地又はその上にある建物を所有する者
- ③ 実施場所を管轄する市町村長が必要と認める者

このうち、③については、ガイドライン上、実施場所が属する市町村に事前相談を行い、周辺住民に加えるべき者について市町村の意見に従う必要があります¹¹。そのため、市町村への事前相談に必要な期間も踏まえて、スケジュールを策定等する必要があります。

⁶ 本ガイドライン 28 頁参照

⁷ 本改正以前は、組織再編に伴い認定事業者の名称・住所や役員の氏名を変更しようとする場合は、事後の変更届出で足りていましたが、本改正により、こうした組織再編に際して、説明会等を開催した上で、変更認定申請をすることが必要になりました。

⁸ たとえば、質疑時間については、逐語での議事録を作成する必要があるとされ、これらの資料の作成にも一定の手間が掛かると予想されます(本ガイドライン 24 頁参照)。

⁹ 本ガイドライン 24 頁参照

¹⁰ なお、周辺住民は当該説明会の受付において、周辺住民であることを証する資料(運転免許証等の住所が分かるもの等)を呈示する必要がありますとされます。また、暴力団、暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらに準ずる者は説明会に参加できません(本ガイドライン 21 頁参照)。

¹¹ 本ガイドライン 7 頁参照

なお、例えば実施場所が周囲に何も無い荒廃地等であり、①の範囲内に居住者が存在しないことを確認し、かつ③に該当する者が存在しない場合であっても、②に該当する者が説明会への出席を希望する可能性があり、また周辺住民が存在しないことを客観的に確認する必要があることから、説明会を開催する(開催する準備を行い、終了時刻まで待機する。)必要があるとされています¹²。

(2) 説明会に先立つ開催案内

説明会を開催しようとする場合は、当該説明会の開催予定日の2週間前までに、以下のいずれかの方法により、周辺住民に対して開催案内を行う必要があります(施行規則4条の2の3第2項2号)。インターネットを活用することもできますが、その場合も以下のいずれかの方法による案内が必要であり、インターネットのみで開催案内を行うことはできません。¹³

- ポスティングによる書面配布
- 個別訪問による書面配布
- 回覧板への掲載
- 関係自治体の公報又は広報誌(紙媒体に限る。)への掲載

また、これらに加えて、資源エネルギー庁のシステムを通じた開催案内を行うため、同じく説明会開催予定日の2週間前までに、資源エネルギー庁に対して開催情報を提出する必要があります(施行規則4条の2の3第2項2号)。

(3) 説明会における説明・質疑応答

説明会において説明すべき事項の概要は以下のとおりです。なお、過去に改正法に基づく説明会を実施している場合は、説明事項のうち、既に実施された説明会において説明された事項から変更があった事項に係る項目のみ説明することで足ります¹⁴(施行規則4条の2の3第2項3号柱書)。

- ① 再エネ発電事業計画の概要
- ② 関係法令の遵守状況
- ③ 土地権原の取得状況
- ④ 再エネ発電事業の設置工事の概要
- ⑤ 関係者情報
- ⑥ 安全面の影響及び予防措置
- ⑦ 景観面の影響及び予防措置
- ⑧ 自然環境・生活環境面の影響及び予防措置
- ⑨ 再エネ発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去等に関する影響及び予防措置

説明会では、認定事業者¹⁵が法人の場合は法人の役員又は従業員のうち十分かつ適切な説明をすることができる者が出席¹⁶する必要があります。また、説明会の開催後、2週間以上の期間にわたり、説明会に出席した周辺住民の質問等を受け付ける必要があります(施行規則4条の2の3第2項6号)。

(4) 説明会の開催時期及び回数

¹² 本ガイドライン8頁参照

¹³ 「再生可能エネルギー電気の利用に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案の概要」に関する意見公募における2024年2月20日付資源エネルギー庁回答(以下「施行規則パブコメ回答」という。)14番、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン(案)及び廃棄等費用積立ガイドラインの改正案」に関する意見公募における2024年2月20日付資源エネルギー庁回答26番

¹⁴ たとえば、既に改正法に基づく説明会を開催しているFIT/FIP認定事業について、組織変更等により事業者又は関係者のみが変わる場合、当該事業者又は関係者情報のみの説明で足りると解されます。一方で、過去に説明会を行っていない場合は、説明事項のすべてを説明する必要があります。

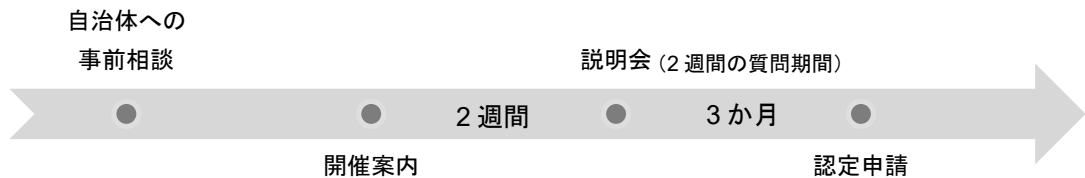
¹⁵ 認定事業者自身の変更に伴う説明会の場合は、原則的に旧認定事業者及び新認定事業者の双方が出席する必要があります。

¹⁶ 主たる説明者や質疑応答に対応する主たる者については、対面での参加が必要とされます。他方で、質疑応答に補足的に対応する者については、オンライン会議ツールを使用して遠隔地から参加することは妨げられません(施行規則パブコメ回答54番)。

説明会は、当該 FIT/FIP 認定に係る(変更)認定申請日の 3 か月前までに開催する必要があります(施行規則 4 条の 2 の 3 第 7 号ホ)。また、周辺住民への影響が大きいとされる場合等一定の要件を満たす場合には、FIT/FIP 認定申請前のほか、事業計画の早期の段階で説明会の開催が必要とされます¹⁷。

これらを踏まえた認定申請までの流れは以下の表 3 に示すとおりです。自治体への事前相談を含まずに、開催案内を送付してから認定申請までの期間でも、最低でも 2 週間+3 か月以上を要するため、スケジュールの策定において、かなりの影響を及ぼすといえます。

【表 3】



The takeaway

説明会等については、本ガイドラインの公表が行われたことで、その指針が一定程度明らかになったものの、既に取得済みの FIT/FIP 認定にも影響を及ぼすものであり、また、新たな制度であって実際の運用について今後実務運用の積み重ねによって明らかになる部分も多いと考えられるため、今後の実務運用の動向に引き続き注視が必要といえます。

¹⁷ たとえば、認定申請要件許認可を必要とする再エネ発電事業については、①当該申請要件許認可の申請までの時期、と②当該認定申請要件許認可を受けた後、認定申請日の 3 か月前までの時期の 2 回、説明会を開催する必要があります(改正施行規則 4 条の 2 の 3 第 2 項 7 号イ)。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人

第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話：03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国に約 3,700 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から法務サービスを企業のみなさまに提供します。

弁護士
神鳥 智宏

弁護士
水田 直希

弁護士
望月 賢

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めていただく必要があります。また、本書における意見にわたる部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2024 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.